

第二期秋田県再犯防止推進計画の概要

1-1 計画策定の趣旨

- 平成28年度に、「再犯の防止等に関する法律」が施行され、国は平成29年12月に「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」(以下「第一次推進計画」という。)を策定し、これに基づく様々な施策を実施し、令和5年3月には、新たな施策を含めた「第二次再犯防止推進計画」を策定した。
- 本県においても、令和2年度に「秋田県再犯防止推進計画」(以下「第一期推進計画」という。)を策定し、これに基づく施策を計画的に実施してきたが、再犯者率が47.0%(令和5年)と、依然として高い値となっている。
- 第一期推進計画の成果と今後の課題を踏まえ、再犯防止体制を総合的かつ計画的に確保するために県が取り組む事項等を定めた「第二期秋田県再犯防止推進計画」を策定する。

1-2 計画策定の目的

円滑な社会復帰に資する社会資源を整理・活用することで、再犯を防止するとともに、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す。

1-3 計画の位置付け

再犯防止推進法第8条に基づく県計画

1-4 計画の対象者

- 執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者
- 不起訴処分(※)となった者等で、就労・住居の確保や保健医療・福祉サービス、修学等の支援を必要とする者
- ※不起訴処分には、「嫌疑不十分」などが含まれますが、就労等の支援が必要な方は、本計画の対象とします。

1-5 計画期間

令和7年度～令和11年度(5年間)

2-1 取組の数値目標

1. 刑法犯検挙者のうちの再犯者数20%以上の減
432人(R5年) → 345人以下(R11年)
2. 社会を明るくする運動参加人数
4,270人(R4年) → 5,000人(R11年)
3. 地方再犯防止推進計画(市町村計画)策定済み市町村数
14市町村(R5年) → 25市町村(R11年)
4. 実際に雇用している協力雇用主数
7社(R5年10月) → 10社(R11年10月)

3-1 現状と課題

1 役割の明確化と連携強化

国では第一次推進計画の評価として、全国的に刑法犯による検挙者に占める再犯者の割合(再犯者率)は依然として50%近くで高止まりしていることから、国と地方公共団体がそれぞれ果たすべき役割の明確化や、民間協力者等との連携強化等を課題としている。

本県では高齢化が進んでおり、出所後に福祉サービスを必要とする人が多いため、地域包括支援センター等の福祉サービスと司法の連携が重要である。しかし、本人が希望しない、双方が情報を持っていない等様々な要因により、適切なサービスへつながっていない例があるため、さらなる連携強化が必要である。

2 就労と住居の問題

全国的に協力雇用主は登録数に対して実働している雇用主数が少ないという現状があり、本県においても大きな課題となっている。刑務所内での職業指導だけでなく、出所後の就職説明会や技能研修等への参加がスムーズに行えるような周知やサポート体制が必要である。

中には、就労を望んでいながらも高齢のために就職が叶わない者もあり、福祉サービスや居場所の提供が必要になることから、保健医療・福祉関係機関との連携強化も急務となっている。

また、住居地域生活の中での孤立や困窮、身元保証人がいない、認知症を発症した等の様々な課題に対し、適切なサービスや相談窓口を把握・周知し、つないでいく必要がある。

3 薬物事犯と非行の防止

本県における薬物事犯の検挙者数はR5年が30人で、これは令和元年と同数となっており、減らすことができていない。また、少年の再犯者数も毎年一定数おり、学校と連携した薬物の危険性についての学習機会や、スクールソーシャルワーカー等による相談支援を、今後も継続して行っていく必要がある。

4 民間団体との協力関係

当事者はもちろんのこと、市町村が民間ボランティアや関係機関と情報を共有することで、必要な支援がスムーズに行われることが期待できる。地域の保護司やボランティア団体と協力して、相談があったときに受け入れられる体制の構築が必要である。本県で設置している相談窓口や、保護観察所を行っている地域援助を活用してもらうため、一層の周知が必要である。

県が取り組む分野 (※)は重点的に取り組む分野

- ### 1 国・県・民間団体等による連携体制の強化(※)
- ・再犯防止推進協議会の設置
 - ・情報共有機会の確保
 - ・市町村の再犯防止・地域包括等の担当者を対象とした研修や会議の実施

- ### 2 就労と居場所の確保による支援
- #### (1) 就労の確保
- ・差別のない雇用の推進や就労相談や技能研修等の実施
 - ・協力雇用主についての周知活動
 - ・暴力団離脱者等関係機関との連携の強化
- #### (2) 居場所の確保
- ・公営住宅の利活用やセーフティ住宅の登録促進
 - ・自立準備ホームや居住支援法人の制度周知と確保
 - ・見守り支援ボランティア等への支援

- ### 3 保健医療・福祉サービスの提供による支援
- #### (1) 高齢者や障害者への支援
- ・福祉的な支援の実施や相談窓口等の周知
 - ・福祉関係機関と法務関係機関の連携強化
- #### (2) 依存症を抱えている者への支援
- ・依存症の相談支援や依存離脱プログラムの実施
 - ・薬物依存に関する広報啓発

- ### 4 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進
- ・スクールカウンセラーによる相談支援
 - ・スクールソーシャルワーカーによる連携体制の充実

- ### 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進(※)
- #### (1) 民間協力者の活動促進
- ・更生保護団体が活動の紹介等ができる機会の確保
 - ・民間ボランティア等の情報共有機会の確保や広報啓発
- #### (2) 広報・啓発活動の推進
- ・社会を明るくする運動や青少年健全育成の推進
 - ・民間協力者に対する顕彰

- ### 6 直接的な支援の推進(※)
- ・本人や家族からの相談への対応、サービスの紹介などを行う秋田県再犯防止相談窓口の設置・運営
 - ・再犯防止関係窓口の周知